

規 則

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月十二日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第七号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和五十四年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

様式第二号（注）²中「²年間」を「これを使用することができる年から²年間」に、「行わない」を「行使しない」に改める。

附 則

この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。